

## 外国人介護従事者受入れに係る受入れ調整機関活用経費補助金Q&A

No.	Q
<b>1 補助対象事業所について</b>	
1	公設民営の施設は補助金の対象となりますか。
<b>2 補助対象経費について</b>	
2	特定技能・留学生以外の在留資格「技能実習」や「介護」などでの雇用を目的にした紹介に係る、人材紹介料は対象になりますか。
3	特定技能又は留学生での雇用を目的にすること以外で、紹介についての条件はありますか。
4	特定技能として雇用予定ではあるが、現在は技能実習生で、雇用が決まると手続き上の関係で一旦「特定活動」に在留資格を切り替えた上で「特定技能」に移行となる者の紹介なども、対象となるか。
5	紹介を受け、採用を決定した後に、事業所側の都合により、採用を中止しました。その場合に受け入れ調整機関へ支払う料金は補助対象になりますか。
6	紹介を受けた際に、人材紹介料だけでなく、入国手続き代行や就労後の生活支援等のサービスも受けるため、その料金も支払いました。これらも対象になりますか。
7	人材紹介を行う受入れ調整機関に、海外現地での送り出し機関は含まれますか。
8	申請事業者と受入れ調整機関は同一法人や関係を有する法人であってもいいですか。
9	人材紹介料が40万円であった場合、そのうち30万円は本補助金を申請し、残りの10万円については他の補助金等を活用することは可能ですか。
<b>3 補助対象経費（手続き面）について</b>	
10	被紹介者の雇用開始をもって役務（人材紹介）の提供完了とし報酬の請求を受ける形の契約において、令和6年3月に雇用を開始したが、その後の請求・支払いは令和7年4月になりました。 この場合は、令和6年度の補助対象となりますか。
11	被紹介者の内定をもって役務の提供完了とし報酬の請求を受ける形の契約において、内定及び支払いは令和6年度中に完了したが、雇用開始は令和7年4月となる者がいます。 この場合は、令和6年度の補助対象となりますか。
12	被紹介者が就労後に退職してしまい、受け入れ調整機関へ支払った人材紹介料の全部又は一部が返還されました。この場合、都から交付を受けた補助金を都へ返還する必要はありますか。
13	補助対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することはできますか。
14	補助対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与されました。 その場合、「寄附金その他収入額」に計上し控除することとありますが、ポイントを使用する予定がない場合であっても、控除する必要はありますか。
15	補助対象経費の支払時に、保有していたポイントカード等の利用により、補助対象経費のうち一部又は全部の金額について、金額換算可能なポイントを利用しました。この場合、本補助金を申請することはできますか。
<b>4 補助基準額について</b>	
16	補助基準額について、「対象者一人当たり300,000円」となっていますが、例えば、2人を受入れる予定での紹介依頼に対し、5人の紹介を受けた場合、何人分が対象になりますか。
<b>5 補助率について</b>	
17	補助率について、2/3となるのはどのような場合ですか。
18	交付申請では補助率を1/2として提出し交付決定を受けたが、年度内に海外向け情報提供サイトに求人情報を掲載することができたため、補助率を2/3に変更したい。どうすれば良いですか。 逆に、2/3で提出したが、サイトに求人情報を掲載できず1/2となる場合はどうすれば良いですか。
<b>6 補助金の交付について</b>	
19	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けるのでしょうか。
20	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。
21	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。

# 外国人介護従事者受入れに係る受入れ調整機関活用経費補助金Q&A

※令和6年10月時点

No.	Q	A
1	補助対象事業所について	
1	公設民営の施設は補助金の対象となりますか。	領収書や請求書等が施設又は法人宛てとなっている等、契約主体が施設又は法人であると確認できる場合は補助対象です。
2	補助対象経費について	
2	特定技能・留学生以外の在留資格「技能実習」や「介護」などでの雇用を目的とした紹介に係る、人材紹介料は対象になりますか。	本補助金の対象は、特定技能又は留学生での雇用を目的とした紹介に限りますので、それ以外の在留資格での雇用を目的とした紹介に係る人材紹介料は対象外です。
3	特定技能又は留学生での雇用を目的にすること以外で、紹介についての条件はありますか。	特定技能又は留学生での雇用を目的にすること以外で、例えば国籍や日本語能力、介護技能、雇用予定期間、雇用形態（常勤・非常勤等）などは補助の条件としていませんので、どのような場合でも補助対象となります。ただし、紹介の内容を都で把握するため、申請書様式の項目（求める日本語能力、雇用予定期間等）への記入や、紹介内容が分かる書類（就労した者の雇用契約書等）の提出をお願いいたします。
4	特定技能として雇用予定ではあるが、現在は技能実習生で、雇用が決まると手続き上の関係で一旦「特定活動」に在留資格を切り替えた上で「特定技能」に移行となる者の紹介なども、対象となるか。	紹介時点での在留資格や、手続き上で必要となる一時的な在留資格変更等に関わらず、被紹介者が特定技能又は留学生として雇用される予定の者であり、また事業所側でも特定技能又は留学生として雇用する予定であれば、対象となります。 特定技能又は留学生として雇用予定である者の紹介であることを、申請時の提出書類（受け入れ調整機関との契約書等）において、確認させていただきます。
5	紹介を受け、採用を決定した後に、事業所側の都合により、採用を中止しました。その場合に受け入れ調整機関へ支払う料金は補助対象になりますか。	違約金に相当するものであり、人材紹介料とは異なるため補助対象外です。 内定時等に人材紹介料の一部を支払い、雇用開始時に残りを支払う、といった複数回払いによる契約の場合も、内定時等に支払う一時金は違約金と同様のものとみなし、補助対象外となります。 なお、事業所側ではなく外国人側の都合等により採用取りやめとなった際は、受け入れ調整機関へ支払う料金は補助対象となります。
6	紹介を受けた際に、人材紹介料だけでなく、入国手続き代行や就労後の生活支援等のサービスも受けるため、その料金も支払いました。これらも対象になりますか。	人材紹介料のみが対象となります。 その他のサービス料は対象外です。
7	人材紹介を行う受け入れ調整機関に、海外現地での送り出し機関は含まれますか。	「受け入れ調整機関」（登録支援機関や職業紹介事業者等の外国人介護従事者の受け入れ調整に関係する機関等）に送り出し機関は含まれません。
8	申請事業者と受け入れ調整機関は同一法人や関係を有する法人であってもいいですか。	受け入れ調整機関については、受け入れ調整機関と申請事業者が同一法人や関係を有する法人（*）であった場合、補助対象外となります。 （*）昭和57年8月27日付57財経庶第660号「東京都の公共工事における入札制度等の適正化について」のとおり、受け入れ調整機関及び申請事業者が、以下アからウのいずれかに該当する場合 ア 発行済株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしている場合 イ 役員を兼ねている場合 ウ 特別な提携関係にあると認められる法人。すなわち関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第4項に規定する関連会社）に該当する場合
9	人材紹介料が40万円であった場合、そのうち30万円は本補助金を申請し、残りの10万円については他の補助金等を活用することは可能ですか。	対象経費を明確に切り分けられないため、不可です。 ただし、対象経費のうち事業者負担の部分の一部について、区市町村の補助を受けることは可能です（全部は不可）。 例 対象経費40万→基準額30万×補助率1/2＝都からの補助額15万円の場合、 残りの事業者負担25万円のうち、区市町村から20万円の補助を受けることは可。25万円全部の補助を受けることは不可。

# 外国人介護従事者受入れに係る受入れ調整機関活用経費補助金Q&A

※令和6年10月時点

No.	Q	A
3 補助対象経費（手続き面）について		
10	<p>被紹介者の雇用開始をもって役務（人材紹介）の提供完了とし報酬の請求を受ける形の契約において、令和6年3月に雇用を開始したが、その後の請求・支払いは令和7年4月になりました。 この場合は、令和6年度の補助対象となりますか。</p>	<p>令和6年度の事業の対象となるのは、事業の実施期間中である令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に役務の提供を受け、支出を完了した経費です。</p> <p>本件の場合は、役務の提供と支出が2年度にまたがっているため、令和6年度・令和7年度どちらにおいても補助対象とすることはできませんので、令和6年度中に支出が完了するよう、受け入れ調整機関とご調整お願いいたします。</p>
11	<p>被紹介者の内定をもって役務の提供完了とし報酬の請求を受ける形の契約において、内定及び支払いは令和6年度中に完了したが、雇用開始は令和7年4月となる者がいます。 この場合は、令和6年度の補助対象となりますか。</p>	<p>この場合は、役務の提供と支出がどちらも令和6年度に行われているため、令和6年度の補助対象となります。</p>
12	<p>被紹介者が就労後に退職してしまい、受け入れ調整機関へ支払った人材紹介料の全部又は一部が返還されました。この場合、都から交付を受けた補助金を都へ返還する必要がありますか。</p>	<p>補助金の全部又は一部を返還していただく必要があります。</p> <p>必要な手続きをお伝えいたしますので、判明した時点でご相談ください。</p> <p>実績報告及び補助金の交付以前に判明している場合は、支払った額から返還額を差し引いた額を申請するようにしてください。</p>
13	<p>補助対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することはできますか。</p>	<p>本補助金を申請することはできますが、各種ポイント相当額については、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。また、各種ポイント相当額の確認できる根拠資料（ポイント付与の条件（何円購入で何ポイント）や、1ポイント当たりの換金率が記載された、カード会社の規約書等）を提出してください。</p> <p>なお、「金額換算可能な各種ポイントが付与された場合」とは、具体的には以下のケースです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカードや、その他購入に伴いポイントの付与されるポイントカード（購入先の家電量販店のポイントカード等）を利用した場合</li> <li>・上記の他、ネットショッピング等により、ポイントが付与される場合</li> </ul>
14	<p>補助対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与されました。その場合、「寄附金その他収入額」に計上し控除することとありますが、ポイントを使用する予定がない場合であっても、控除する必要がありますか。</p>	<p>対象経費の支払時に付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても、必ず「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。</p>
15	<p>補助対象経費の支払時に、保有していたポイントカード等の利用により、補助対象経費のうち一部又は全部の金額について、金額換算可能なポイントを利用しました。この場合、本補助金を申請することはできますか。</p>	<p>本補助金を申請することはできますが、ポイント利用分を控除した額が補助対象経費の実支出額となります。また、ポイント利用分を確認できる領収書等を提出してください。</p>
4 補助基準額について		
16	<p>補助基準額について、「対象者一人当たり300,000円」となっていますが、例えば、2人を受入れる予定での紹介依頼に対し、5人の紹介を受けた場合、何人分が対象になりますか。</p>	<p>受け入れる予定の人数で算出します。</p> <p>この場合は300,000円×2人の600,000円が補助基準額となります。</p>

# 外国人介護従事者受入れに係る受入れ調整機関活用経費補助金Q&A

※令和6年10月時点

No.	Q	A
5 補助率について		
17	補助率について、2/3となるのはどのような場合ですか。	<p>下記の海外向け情報提供サイトへ、年度内に求人情報を掲載した事業所は、補助率が2/3となります。 掲載事項・掲載手順等の詳細は、ホームページをご確認のうえ、サイト内の問い合わせ窓口までお願いいたします。</p> <p>・かいごパスポート Tokyo URL：<a href="https://kaigo-passport-tokyo.jp/recruit/">https://kaigo-passport-tokyo.jp/recruit/</a> 外国人介護従事者受入れ促進のため、海外の外国人や送り出し機関等へ向けて東京都が運営するサイトです。</p> <p>求人票掲載の流れ：<a href="https://kaigo-passport-tokyo.jp/pdf/recruit_flow.pdf">https://kaigo-passport-tokyo.jp/pdf/recruit_flow.pdf</a></p>
18	<p>交付申請では補助率を1/2として提出し交付決定を受けたが、年度内に海外向け情報提供サイトに求人情報を掲載することができたため、補助率を2/3に変更したい。どうすれば良いですか。</p> <p>逆に、2/3で提出したが、サイトに求人情報を掲載できず1/2となる場合はどうすれば良いですか。</p>	<p>実績報告において、1/2から2/3へ変更する（補助率を上げる）ことはできません。</p> <p>一方で、2/3から1/2へ変更したい場合（補助率を下げる場合）は、実績報告にて1/2として報告いただければ問題ございません。求人情報の掲載を検討されている事業所におかれましては、交付申請を補助率2/3で申請いただくようお願いいたします。</p>
6 補助金の交付について		
19	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けるのでしょうか。	<p>その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。</p> <p>※東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、<u>補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。</u></p>
20	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。	<p>事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類※を整理し、これらの帳簿・書類を、<b>事業完了後5年間保管</b>しておかなければなりません。</p> <p>※領収書等</p>
21	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。	<p>介護保険事業所を運営する事業者（法人）名で手続きを行います。</p> <p>各申請書等に使用する印鑑は、<b>全て法人の実印</b>を使用します。</p> <p>また、交付申請の際に印鑑証明書の提出が必要です。</p> <p>なお、法人の実印を他の印に代えることはできません。印影の刷り込み印刷も認められません。</p>